

**社会医療法人 長崎記念病院 通所リハビリテーションきねん**  
**通所リハビリテーション運営規定(介護予防通所リハビリテーション運営規定)**

(運営規定の趣旨)

第1条 社会医療法人 長崎記念病院が実施する(介護予防)通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態または要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、利用者が可能な限りその居宅においてそのゆする能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援に努める。

- 2 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 地域在住又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事業所名及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会医療法人 長崎記念病院 通所リハビリテーションきねん
- 二 所在地 長崎市深堀町1丁目145-22
- 三 介護保険指定番号 4210118214号

(従業者の職種、員数)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 一 管理者   | 1名              |
| 二 医師    | 1名              |
| 三 理学療法士 | 4名              |
| 四 作業療法士 | 2名              |
| 五 看護職員  | 4名(常勤2名、非常勤2名)  |
| 六 介護職員  | 12名(常勤8名、非常勤4名) |
| 七 事務職員  | 1名              |
| 八 清掃員   | 1名              |

(従業者の職務内容)

第6条 前項に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、当事業所に携わる従業者の管理、指導を行う。
- 二 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応、通所リハビリテーション計画の作成等に関して必要な指示を行う。
- 三 理学療法士・作業療法士は、利用者に対し通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほかリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 四 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- 五 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 六 事務員は他職種、他機関と連携して利用者の実績チェック・入力、利用料の計算、介護報酬の請求等を行うものとする。
- 七 清掃員は施設の衛生を保つために、施設内清掃を行うものとする。

(営業日および営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。  
国民の祝日および年末年始1月1～1月3日は休業とする。  
ただし、国民の祝日が月曜日と土曜日にあたる場合は営業日とする。
- 二 営業時間(平日) 午前8時30分～午後5時(サービス提供時間は午前9時50分～午後4時)  
営業時間(祝日) 午前8時30分～午後1時(サービス提供時間は午前9時50分～12時)

(利用者の定員)

第8条 利用者の定員は60名とする。(介護予防通所リハビリテーション事業の定員を含む)

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 医師、理学療法士および作業療法士によって作成される通所リハビリテーション計画に基づき理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 二 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 三 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 四 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者の負担額)

第10条 利用者の負担額は以下のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスの時は利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。
- 二 通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎費は、その実費とする。

なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額とする。

- ・通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 10 キロメートル未満 500 円+税(往復)
- ・通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 10 キロメートル以上 1000 円+税(往復)

三 昼食・おやつ代 600 円(税込) おやつ代のみの場合 108 円(税込)

四 おむつ代 実費 おむつ代は以下のとおりとする。

- ・コンフォートノーマル：49 円(税込)
- ・パンツプラス L：130 円(税込)
- ・パンツプラス S・M：110 円(税込)

五 趣味活動材料費 1 回につき実費

六 その他の費用の徴収が必要になった場合は、その都度協議して利用者またはその家族へ説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(通常の事業の事業実施地域)

第11条 通常の事業の事業実施地域は、長崎市南部の区域とする。

具体的には戸町、上戸町、磯道町、小ヶ倉町、三和町、米山町、土井首町、毛井首町、ダイヤモンド、末石町、深堀町、香焼町、伊王島町、大籠町、八郎岳町、竿浦町、平山町、平山台、布巻町、椿が丘町、為石町、川原町、宮崎町、晴海台町、蚊焼町、黒浜町、以下宿町、高浜町、南越町、野母崎町、脇岬町、野母崎町樺島とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を利用することとする。また事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、当施設が食事内容を管理・決定できる権限を持つものとする。
- 二 施設内での喫煙は禁止する。
- 三 ライター、マッチ等の持ち込み及び火気の取り扱いは禁止する。
- 四 居室・設備・器具の使用については、本来のよう法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を請求することがある。
- 五 所持金や貴重品等の持ち込みは原則禁止とする。ただし、やむをえず持参された場合、当施設は紛失・盗難・破損等被害の責を一切負わない。
- 六 ご利用時の利用者間における飲食物や物品等の授受も原則禁止とする。
- 七 利用時間内の医療機関への受診は原則不可とする。ただし、緊急の場合を除く。
- 八 利用者の施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- 九 他利用者への迷惑行為(暴言や暴力等含む)は禁止する。注意を促しても厳守できない際は契約解除する場合がある。
- 十 職員へのハラスメント行為(セクシュアルハラスメント、カスタマーズハラスメント)は禁止する。

注意を促しても厳守できない際は契約解除する場合がある。

(非常災害策)

第13条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び非難の訓練(年2回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(業務継続計画の策定)

第14条 施設は、感染症や非常災害等の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施することや、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(権利擁護・虐待防止等の為の責任者の設置)

第15条 施設利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、下記の責任者を設置する。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等責任者：管理者(副センター長) 岩佐 恭平

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。尚、苦情の内容とその対応については、記録し、今後のサービス向上に役立てるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 二 虐待防止のための指針を整備する。
  - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当施設は、当該施設職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、医師により専門的な医学的対応が必要と判断された場合は併設医療機関またはほかの専門的医療機関での診療を依頼する。また速やかに、利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行い必要な措置を行う。
- 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 当事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(提供拒否の禁止)

第19条 当事業所は正当な理由なく通所リハビリテーションの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第20条 当事業所は通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当なほかの指定通所リハビリテーション事業所の紹介、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第21条 当事業所は通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 当事業者は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所リハビリテーションを提供するように努める。

(要介護認定及び要支援認定の申請に係る援助)

第22条 要介護認定または要支援認定を受けていない方から利用申し込みがあった場合には認定申請がすでに行われているかを確認する。申請が行われていない場合は利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第23条 当事業者は通所リハビリテーションを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(個人情報の保護)

第24条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(衛生管理)

- 第25条 管理者及び従業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 事業所内の清潔の保持および従業者の健康状態について常に管理する。特に感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(記録等)

- 第26条 通所リハビリテーションの提供にあたり、診療録、サービス実施記録、通所リハビリテーション計画等の記録を整備する。
- 2 利用者又はその家族は希望によりサービス実施記録を閲覧することができる。
  - 3 契約終了後、それらの記録は5年間保管する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第27条 事業所は、従業者の質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 研修会1か月以内
  - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
  - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人 長崎記念病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成28年5月6日から施行する。

平成29年 1月 1日 改訂  
平成29年 9月 20日 改訂  
平成30年 4月 1日 改訂  
令和 3年 4月 1日 改訂  
令和 5年 11月 1日 改訂  
令和 6年 6月 1日 改訂  
令和 7年 4月 1日 改訂